

介護保険料の徴収誤りについて

1 概要

令和5年度介護保険料について、令和5年6月30日の納付期限に1年分の介護保険料を口座振替により一括納付した方に対し、介護保険料第2期分を令和5年7月31日に誤って引き落としたことが、市民からの問い合わせにより判明しました。

2 原因

本来、6月に一括納付した方のデータをシステムに反映した後、令和5年7月31日に口座振替となる令和5年度介護保険料の第2期分の口座振替依頼データを作成することになっています。

今回は一括納付した方のデータ処理を誤って全期前納者に対して第2期分も口座から引き落としてしまったものです。

3 内訳

- (1) 対象人数 47人（全期前納者全員）
- (2) 徴収誤りの額 307,760円
- (3) 1人あたりの返還額 最低額：900円、最高額：13,000円、平均額：6,548円

4 対応状況

2重に引き落とした方に対して、電話又は個別に訪問し、状況を説明のうえお詫びいたしました。そのうえで、令和5年8月7日にお詫び文等を発送し、返還金については、令和5年8月10日に入金いたしました。

5 再発防止策

運用マニュアルの見直しを行うとともに、口座振替依頼データの作成状況を複数人で確認することを徹底し、再発防止に努めます。

◎この件に関する問い合わせ

海老名市保健福祉部介護保険課 電話046-235-4952